

平成27年度

第3回草津市立認定こども園園名等選定委員会 会議録

■日時：

平成27年8月28日（金）10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所 502会議室

■出席委員：

青木委員、小泉委員、小崎委員、高内委員、深田委員、前畑委員、山本委員、吉田委員、米村委員

■欠席委員：

なし

■関係人：

第五保育所 遠藤所長、笠縫東幼稚園 福井園長

■事務局：

子ども子育て推進室 高岡室長、川那邊副参事、林中主任
幼児課 金森課長

■傍聴者：

1名

1. 開会

2. 議事

(1) 第2回委員会の論点整理

【事務局】

<資料1について説明>

(2) 園名案について（園名案の決定）

【事務局】

<資料2について説明>

【A委員】

前回の会議で、「避難場所の役割があるため、所在地がわかるよう地名を入れなければならない」という意見があったが、周辺地域の方が避難し、施設の場所もわかると思われるので、地名を入れる必要はなく、遠い地域の方もパソコンで調べればわかるのではないか。

【事務局】

必ず地名を入れていただかなければならないわけではなく、前回の委員会で意見があったので、資料に掲載している。ただ、いつ災害が起こるかわからず、自分の居住地ではない場所で避難する場合も考えられることから、地名と合わせた園名案を提案させていただいている。

【B 委員】

災害時に自分がどこに居るかはわからないため、地名により施設の所在地がわかるのは、メリットのひとつである。また、今後のこども園の展開を見据えて「地名」＋「こどもの育ちへの願い」というパターンをつくると、みんなが理解しやすいというメリットもある。

【A 委員】

パターンをつくるということは、今後も地域名を入れるということか。

【B 委員】

パターンをつくるのも良いのではないか。

【事務局】

あくまでも提案なので、委員会で議論し決定いただきたい。今回の園名が、今後の事例ともなる。

【A 委員】

笠縫東幼稚園は、「笠縫東」という名前に非常に愛着をもっておられるので、付けた方が良いと思う。第五保育所の「老上西」はこれから作っていく名前であり、その名前に引きずられる必要はないと思う。

【委員長】

幼稚園と保育所の両方が避難所となるのか。

【事務局】

市の防災計画で、小学校などの多くの人を収容できる場所は広域避難所として、幼稚園と保育所はその他の一時的な避難所として位置づけられている。第五保育所と笠縫東幼稚園も引き続き避難所となる予定である。

【C 委員】

自宅以外の場所で災害に遭ったときに、「わくわく保育園に居る」ではどこに居るか家族に伝わりづらい。ボランティアの方にもわかりにくく、防災の面からみると厳しいと感じた。また、インターネットという意見もあったが、電源が喪失する可能性もある。子どもに関することなので、検討に入れて良いのではと思い、意見した。

【D 委員】

防災の他に、地域性も関係がある。笠縫東幼稚園には、隣の渋川学区の子どもたちも通っているが、渋川は、転入者も多く、地名が入っているとどこの園なのかわかりやすい。また、ひとつの学区に複数の園がある地域と、笠縫東幼稚園の場合は異なる。

【E 委員】

今後のこども園のパターンまで、この委員会で決まってしまうのは良くないと思うが、園名に「地域」を入れると、子どもたちが自分の通う園の地域を意識できる。

【委員長】

覚えるきっかけにもなる。

【F 委員】

笠縫東幼稚園の地域名をいかしたいという思いもあるが、第五保育所や今後のこども園の展開を考えたときに、地名がある方が、誰からも理解しやすく、小学校に進学した際にも、通っていた園の名前で

住む地域がわかり、保護者が把握できるので、地域名を入れた方が良い。

【委員長】

「願い」のみが良いという意見についてはどうか。

【A 委員】

「地名」にこだわる必要はないのではと思います、提案させていただいた。何よりも、当事者の意見に重点を置き、委員会で選定した候補から、第五保育所の所長が最終決定すると良いと思う。

【C 委員】

地域性にこだわっている訳ではなく、安全性という面から考えている。また、当初の目的ではなかったため、これまで発言はしていなかったが、「園が決めるべき」という意見には、私も賛成である。この委員会を、園名を決める場ではなく、決めるためのルールを作る場とし、園で投票などをして決めていただかなければ、「子どもの育ちへの願い」は決まらない。園で選び、それが委員会のルールに合っているか確認する方が、みんなが幸せになれる。

【E 委員】

私も、子どもたちも自分で決めたものが園名になる方が嬉しいのではないかと思う。

【C 委員】

ただ、それでは委員会の目的が異なる。

【A 委員】

ある程度この会議の中で絞ったものを選んでもらう形ならば良いのでは。

【C 委員】

選んでもらうのであれば、フリーでも同じではないか。ただし、地域属性をひとつ、思いをひとつ、こども園と付けるとルールを決め、園で多数決などをしていただければ構わない。選ばれたものを委員会で確認するだけでよい。

【A 委員】

賛成します。

【B 委員】

園名を決めるときには、保護者や子どもが言いやすく、覚えやすい名前が良い。私は、短縮してもわかる名前、パッとわかる名前として「きらきら」などが良いと思う。

【委員長】

地域名もあり、願いもあり、なおかつ短い名前ということか。

【B 委員】

そういったものであればとても良い。

【事務局】

名前の短縮方法は、園名決定後でも様々に考えられるので、そこまでは考えずに選定いただきたい。

【委員長】

委員会として、委員が合意したものを土台としてつくる方が良い。近隣や他府県の名称とかぶらないように全国公私立認定こども園の園名を内閣府子ども・子育て本部の認定こども園に関するホームページから印刷してきたので、参考にご覧いただきたい。一覧を見ると、市町村によって方針が異なることがわかる。

個人的な意見としては、地域の名称が入っている方が良いと思う。子どもは名前を呼ぶことで、地域への所属意識が芽生え、小学校へ進学した際の地域の学習や、地域への興味関心に自然に結びつく入口

となる。

【C 委員】

保育所の名前に第二、第三と付けているが、メリット、デメリットや決定した理由はあるか。

【事務局】

草津市が急激に大きくなったことが原因となっている。当時は、草津が小さいまちであったため、保育所が1カ所あれば足りるのではないかと予想していた。だが、ベッドタウンとして人口が流入し、足りなくなったため、もう1カ所整備し、第二保育所とした。その後も人口が増え、市域で保育所が必要となってきたため、草津保育所、草津第二保育所の続きで、数字を付け、保育所を整備した。

【C 委員】

特にメリットやデメリットはなかったか。

【事務局】

特に聞いてはいないが、知らない方から第四保育所、第五保育所と聞いてどこにあるのかとお問い合わせをいただくことはある。

【C 委員】

新しく付けるので、問題は解決しておきたい。

【F 委員】

事前に送付いただいた資料に、他市で公募により選定された2カ所のこども園の資料があった。どちらの園名も「認定こども園」と付けられているが、「認定」を除いて歌詞がつけられていることを知った。例えば、山田幼稚園では園名ではなく、「山田の子」という形で園歌に地域を盛り込んでおり、そのあたりも考えながら決めた方が良いと思う。また、笠縫東幼稚園には現在の園歌があるので、園名の部分を少し変えるだけにしたいという思いもあるが、子どもたちが歌うときに、「地域性+願い+こども園」となると文字数が多く、歌うのが大変になるのではないか。「地域性+こども園」であれば、歌いやすく、小学校に進学した際に子どもも把握しやすく、引っ越してきたときに親がわかりやすい。公立、私立と見るときに、公立で名前が一貫していると、認識もしやすいと思う。

【委員長】

笠縫東幼稚園の園名と第五保育所の園名では、歴史など状況が異なるので、その点も踏まえ、分けて形式を考えれば良いという意見だが、事務局としてはいかがか。

【事務局】

事務局から提案させていただいた形式の案も、2つの園を分けて考えているので、構わない。

【委員長】

元々が幼稚園と保育所で異なるので、「地域+育ちへの願い」を第五保育所で利用するとして、笠縫東幼稚園は「地域」のみとし、園名の形式を分けて考えたいと思うが、よろしいか。

【C 委員】

資料1「第2回委員会の主な意見」にある、「笠縫東幼稚園の名前を存続させてほしい」という意見を取り入れて、そのような形式とするということか。もし、そうであれば保護者の方に名前を決めていただいた方が良いのではないか。委員会として保護者の意見を聞いたわけではないので、誰の総意であるのかがわからない。

【委員長】

保護者の方に柱を決めていただいて、委員会としてどのようにしていくのか考えるという提案があったがいかがか。

【F 委員】

今回の委員会で決定するということもあり、PTA本部と保護者の方に意見を聞いたが、笠縫東幼稚園については、「地域名+こども園」の方がシンプルで、園歌も生かせるので、一番良いのではないかという意見があった。

【A 委員】

園歌の幼稚園の部分をこども園と変更するということか。

【F 委員】

その通り。こども園となるのは、公立幼稚園のどこも同じで、みんなが認識をもっている。

【A 委員】

それでは、園章も変わらなくて良いのか。

【委員長】

後程、笠縫東幼稚園には園歌、園章があるとして議論をするが、園歌、園章とも関連しているため、その前準備として意見をいただきたい。

【F 委員】

中の文字をどうするのかは検討の必要があるが、笠縫東幼稚園の園歌、園章については、現在のものを引き継いでも良いのではないかという意見を皆さん持っていた。

【G 委員】

第五保育所は園歌、園章もなく、名前に地域性もないので、保護者の方と話をすると「子どもの育ちへの願い」を付けた方が良いという意見が多い。第1には、子どものための保育所であるので、子どものことを考えて付けるのが良いと思うが、委員会で様々な意見を聞いて、地域性を名前に入れることは子どもにとってもメリットがあると思った。ただやはり、「願い」は入れていただきたい。「地域」だけではさみしい。

【委員長】

園長は希望などあるか。

【第五保育所 所長】

意見を聞いて、思いや願いは園歌の中に入れられるとも思った。「思い」や「願い」が入れられる名前であれば良いが、それよりもはっきりとわかることは大切だと思う。

【委員長】

地域名だけでわかりやすいようにということか。

【第五保育所 所長】

地域の中に施設が二つあるので、次に第三保育所があるという部分は考慮しなければならない。

【A 委員】

二か所あるので、第五保育所では「老上西〇〇」という名前であれば、今後も名前を付けやすいのではないか。

【F 委員】

笠縫東幼稚園は、現在の「笠縫東」をそのまま残し、第五保育所は「老上西」という小学校との関連性がある方が、今後、園歌もできればずっと覚えているであろうし、子どもたちの親しみやすさや郷土愛にもつながると思う。前回の委員会で「老上西矢橋こども園」という意見もあったが、老上西学区に2施設できる可能性があるので、矢橋を入れた方が良いと思うが、そうすると園歌が長くなり、歌いにくくなると感じた。これらの点を踏まえると、「矢橋」に自然を生かした名前を付けた園名が良いのでは

ないか。施設の周辺地域を調べると、老上は非常に広く、多くの施設に「老上西」や「矢橋」という名前が使われていた。帰帆島にも近いので、「矢橋〇〇こども園」がわかりやすく良いと感じた。

【C 委員】

歌にしたときの基準で考えるのであれば、どちらの園名も、短い方が歌に入れやすいが、同じルールで園名を考えるのではなく、第五保育所はこれまでの園歌がないので「思い」を中心に、笠縫東幼稚園はこれまでにある園歌を中心にと、わけて考えを進めるということか。

【委員長】

それぞれの歴史などを踏まえてわけて考えていきたい。

【A 委員】

「矢橋」など近江の地名は、日本舞踊の歌詞に出てくる。小学校の校歌を思い出すと、最後には校名が出てくるが、それまでの部分では気持ちや地域、自然のイメージがある。あまりにも最後の校名の部分に議題を重く置きすぎではないか。

【F 委員】

笠縫東幼稚園の園名に「気持ち」を入れるとどうなるのか、今の園歌をもとに考えると、歌詞には既に琵琶湖や自然、虹色などは盛り込まれているので、そこから言葉を選ぶことも、歌詞から省くことも難しいので、このまま使う方が素敵な園歌ができると感じた。

【A 委員】

笠縫東幼稚園の場合は、既に良いものが出来あがってしまっているの、それを引き継ぐほうが良い。

【F 委員】

今後、他の園が統合する場合を考えても、長い園名となるよりも「地域名＋こども園」とする方が良い。

【委員長】

これまでの意見をまとめると、笠縫東幼稚園は「地域名＋こども園」、第五保育所は「地域名＋願い＋こども園」という形をいただいている。第五保育所では「地域名」を入れない形式も考えられるが、これまでの意見では、「地域名」を入れた方が、避難所としての役割、子どもが地域を認識するなどメリットがあるとの意見が出ていたので、「地域名＋＋願い＋こども園」としたいが、いかがか。

【事務局】

形式だけでなく、具体的な園名についても意見をいただいているので、笠縫東幼稚園の園名から決定いただきたい。

【委員長】

笠縫東幼稚園の園名は「笠縫東こども園」とすることでよろしいか。

～一同賛成～

【委員長】

では、賛成多数ということで、決定させていただく。これからは、第五保育所の園名について、まずは形式についての意見をいただきたい。

【B 委員】

やはり第五保育所には願いを入れた方が良い。また、「地域名」と「願い」でいいやすさを意識した方が、園歌にも関係する。これらを踏まえ、「矢橋きらきらこども園」が、子どもが元気に育つイメージが

持てて良いと思う。

【事務局】

前回検討いただいた候補に「老上西」と「矢橋」の二つを記載しているが、「老上西」は新しくできる小学校名である。ただし、将来的には、老上西小学校区に2カ所の公立認定こども園ができる可能性があるため、今後のために「老上西こども園」だけは避けていただきたい。「矢橋こども園」であれば、地名のみでも構わない。

【A 委員】

第五保育所はこれから園歌をつくるので、「地域名」だけでなく、「願い」を入れる方が可愛い。そして、最後の決定は、園長の気に入るものが良いと思う。

【委員長】

それは、委員会で決めていくものとされています。

【E 委員】

園歌は、これからつくるので長い園名となっても曲に入るが、今回の第五保育所に「老上西」と「矢橋」のどちらを付ける方が良いのかわからない。

【事務局】

「老上西」と「矢橋」のどちらでも構わない。学区では、第五保育所も第三保育所も同じ老上西小学校区だが、第五保育所は矢橋町、第三保育所は橋岡町に位置する。

【A 委員】

「矢橋」の方が短い、新しくできる老上西小学校と同時期の開園となるので、同じ名前が良い。

【C 委員】

地域属性を最初に付けるという意見になっているので、限りなく地域属性に近いものは、「矢橋」になる。また、「老上西」を付けてはいけないということは、後から「老上西」と付けられる可能性もあるということか。

【事務局】

「老上西」と付けてはいけないのではなく、「老上西」のみは避けていただきたいということである。「老上西きらきらこども園」であれば構わない。

【C 委員】

それはなぜか。

【事務局】

次に第三保育所がこども園となるときにも、同じように取り扱いたいと考えている。

【C 委員】

では、今回の委員会で決定する内容と、別の事項も含めて考えなければならないということか。

【事務局】

今回「老上西こども園」と決定すると、第三保育所では「老上西」という選択肢がなくなる。

【C 委員】

それは、他の候補でも同じではないか。「老上西きらきらこども園」とすれば、その候補はなくなる。

【事務局】

なくなるので、「老上西にじいろこども園」などとなる。

【C 委員】

変更の可能性を残してほしいという提案か。

【事務局】

早い者勝ちではなく、第三保育所のことを考慮しておきたいという思いがある。後ろの部分を変えられるのであれば選択できる。

【B 委員】

老上西小学校が現在建設中で、小学校の近くに市民センターと学童と一緒に建設される予定となっている。「老上西こども園」となると、学童の方にあるのではないかと混乱するように感じる。「矢橋」とする方が、小学校や学童と区別できるのではないか。

【A 委員】

小学校の横に建設されるのか。

【B 委員】

隣に学童が建設される予定である。

【事務局】

学童保育は、多くが小学校の敷地内にあり、市民センターについても、学校の近くにある。老上西小学校についても、学校の敷地内に市民センターと学童を同じ建物で整備する。これから議会で名前の提案を行うが、おそらく市民センターと学童についても、小学校と同じ名前としていく予定。

【A 委員】

それならば、「矢橋」の方が区別できて良いのか。

【B 委員】

その方が良い。

【H 委員】

すべての施設に同じ「老上西」と付いている方が良いのではないか。別のところにあるように感じる。

【B 委員】

災害時に、小学校へ逃げてしまう可能性がある。学校へ逃げても構わないのであろうが。

【D 委員】

園歌のことを考えるのであれば、歌には5・7・5調のものが入りやすく、「矢橋きらきらこども園」の方が良い。

【F 委員】

「老上西を入れたい」という子どもたちの思いが強いのであれば「老上西矢橋こども園」など「地名＋こども園」の方が、堅いイメージにはなるが良いと感じた。もうひとつの施設でも、「老上西」を使いたければ、「老上西〇〇こども園」と考えられるだろう。「子どもの育ちへの願い」を入れるのであれば、「矢橋」の方が、「橋」という言葉もあり、良いイメージが連想される。

【委員長】

例えば「矢橋にじいろこども園」であれば、全体的に「橋」のイメージとなる。

【F 委員】

「にじいろ」では長くなるので、「矢橋にじこども園」など、園歌につながり、郷土愛を感じられる方が子どもたちには良いのでは。

【A 委員】

こども園が小学校の近くにあると認識できるように、「矢橋」ではなく他の施設と同様に「老上西」とする方が良いのではないか。「老上」の由来は狼川ではなかったか。

【事務局】

その通りである。

【F 委員】

私の出身校は廃校になっている。校歌や園歌が無くなるのは、とてもさみしく、郷土愛の点からも、名前自体に愛着をもってほしいので、地域名を生かした名称の方が良い。

【C 委員】

先に地域について決定してはいかがか。

【委員長】

それでは、多数決で決定したいと思う。

【F 委員】

候補は何か。

【委員長】

「老上西」もしくは「矢橋」である。

【F 委員】

その2つを合わせたものはないのか。

【D 委員】

地域性にこだわるのであれば、「老上西矢橋こども園」もある。

【C 委員】

「老上西矢橋こども園」であれば、今議論している条件は、「笠縫東こども園」の園名を決定したときの内容を含めてすべてクリアしている。

【A 委員】

「子どもの育ちへの願い」が入っていない。

【委員長】

それは入れなくても良い。

【C 委員】

それは「笠縫東こども園」も同じである。

【F 委員】

笠縫東は園歌にたっぷり込められている。

【A 委員】

その通りである。

【C 委員】

そうであれば、同じように「老上西矢橋こども園」とし、園歌に込めれば良い。

【事務局】

どちらも地名は入っているので、ここで候補を決定せずに、「老上西矢橋」を候補に入れて多数決をしていただければ良い。

【F 委員】

地名の後に続く名前が「きらきら」以外に挙がっていないが、他にはないのか。

【委員長】

「願い」をどのようにするのかは後にして、先に「地名」を決定するため、「老上西」、「矢橋」、「老上西矢橋」の3つから選んでいただきたい。

【F 委員】

「老上西矢橋」に決定した場合、その後に「願い」が付く可能性はあるのか。

【委員長】

付く可能性も、付かない可能性もある。

【C 委員】

みなさんにお伺いしたいが、これはセンスで決定するものか、実用性を考慮するものか、どちらだと思うか。

【A 委員】

おそらく、その両方である。

【C 委員】

そうであれば、実用性も兼ねていなければならない。

【委員長】

その通り、これまでの議論でもそうである。

【A 委員】

その通りである。

【F 委員】

実用性が必要であれば、わかりやすく、インパクトの強いものが良い。

【C 委員】

「子どもの育ちへの願い」は、園歌や、園が別途定めるものに十分盛り込む余地があるので、「地域属性」のみと考えている。センスは個人の主観であり様々なため、どのようになるのかと思う。

【A 委員】

事務局から提案のあったとおり、「老上西」と「矢橋」を決定し、その後「願い」を決定すれば良いのではないか。

【F 委員】

先ほどの3パターンで決定してはいかがか。

【委員長】

多数決で決定したいと思うので、挙手を願う。

●多数決（挙手）〔委員長除く〕

1回目

- ・老上西・・・3票
- ・矢橋・・・3票
- ・老上西矢橋・・・2票

2回目（同数のため「老上西」、「矢橋」で再度、多数決を実施）

- ・老上西・・・3票
- ・矢橋・・・5票

多数決により「矢橋」に決定

～休憩～

【委員長】

地域の名称は「矢橋」に決定した。この後ろに「願い」を付けるのか、「地域名」のみとするのか2つの形式があるが、意見をいただきたい。

【A 委員】

「矢橋」という名前には「きらきら」が似合っている。琵琶湖の波が「きらきら」する様子など、「矢橋」とついで、「きらきら」がいってきた。

【C 委員】

先に、「子どもの育ちへの願い」を入れるか決定し、その後どのようなものにするか議論してはどうか。

【委員長】

それでは、「子どもの育ちへの願い」を入れるか挙手願いたい。

●多数決（挙手）[委員長除く]

・「地域名のみ」・・・・・・・・・・ 2 票

・「地域名+子どもの育ちへの願い」・・・・ 6 票

多数決により「地域名+子どもの育ちへの願い」に決定

【委員長】

では、「子どもの育ちへの願い」について、意見をいただきたい。

【C 委員】

キラキラ輝いてほしいので、「かがやき」が良い。

【F 委員】

橋にかけて、「にじ」としてはどうか。

【委員長】

「にじいろ」という案もあるが、どちらか。

【F 委員】

「にじいろ」では長くなるため、より短い「にじ」が良い。

【B 委員】

同じ4文字の名前だが、言葉を覚える途中の小さい子どもでも、「きらきら」の方が言いやすいのではないかと考え提案した。

【G 委員】

「にじ」は前回に配布された資料でも、イメージが細かく書かれており、共感できた。「1つ1つのクラスの架け橋。こども園と小学校を繋ぐ架け橋。子ども・保護者・先生を繋ぐ架け橋。こども園と草津を繋ぐ架け橋。」など、様々な架け橋があるのが良いと感じた。

【委員長】

「にじ」は架け橋、「きらきら」は子どもの親しみやすさから候補として挙げられたが、「かがやき」の理由をもう一度お願いしたい。

【C 委員】

「かがやき」は子どもたちに輝いてほしいという願いから選んだ。しかし、どの候補も同じ願いなので難しいと思う。

【F 委員】

「ひかり」であれば、「きらきら」、「かがやき」の両方の意味を表せるが、いかがか。

【A 委員】

他のこども園の名前でも使われていた。

【F 委員】

使われている園も多いかもしれない。

【委員長】

カトリック系で多いかもしれない。

【A 委員】

共通する意味があるので、いい言葉は皆が付けている。

【C 委員】

「あゆっこ」や「若鮎」は候補に挙げなくても良いか。

【A 委員】

鮎が清流を登り、ピチピチとする様子が良いと思ったが、候補に挙げなくても構わない。

【G 委員】

クラス名が花の名前なので、もとはすべて双葉の花が咲くというイメージで、「ふたば」はどうか。

【委員長】

前回の審議で、「クラス名との重複は避ける」となったが、「ふたば」というクラスは無いか。

【G 委員】

クラス名は花の名前なので、無い。

【D 委員】

地元の方の意見を尊重していくべきだと考えている。園の周辺が仰ったような雰囲気であれば構わない。

【E 委員】

クラス名が花の名前あれば、「ふたば」は関連があり良いと思う。一方で、「かがやき」なども良いので、決めかねる。

【C 委員】

先ほど候補に挙げた「かがやき」を下げさせていただきたい。

【委員長】

承知した。

【H 委員】

「きらきら」の方が子どもは言いやすいと思うが、第五保育所を見学したイメージは「ふたば」や「にじ」の方が合っていると感じた。

【B 委員】

前回の審議で「心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもになってほしいとの願い」からの園名とあったが、その視点から考えて「にじ」はどうなのか。

【委員長】

「異なるもの同士を繋ぐ架け橋になる」と考えるとたくましい生命力を感じる。

【F 委員】

「橋」という言葉と「にじ」がかけられ、「七色の個性があり、みんな違ってみんな良い」という願い

が良い。滋賀に引っ越してきて、夏に琵琶湖で虹をよく見るイメージがあるので、「にじ」は琵琶湖にも生かせると思った。

【B 委員】

「にじ」のみの応募はあったか。

【G 委員】

「にじ」のみの応募もあった。「にじいろ」も多くあった。

【F 委員】

子どもたちの意見では、「ひかり」も多い。

【委員長】

願いは、皆さん一致していると思うが、どれにするか。

【A 委員】

子どもがたくさん出しているのは「あおぞら」も多い。

【C 委員】

1クラスでまとめられた意見の可能性もあるため、応募数は関係ない。

【F 委員】

園歌に入れることを考えると、歌詞と重複するものは避けた方が良い。

【C 委員】

「きらきら」と聞くと、きらきらネームを連想する。言葉のもつ意味は複雑なため、どうかと感じる。

【A 委員】

では、「ひかり」や「にじ」などの名称の方が良いか。

【C 委員】

どれが良いということではなく、単語のもつ意味による。

【F 委員】

「きらきら」は文章表現として、使われるイメージがある。

【B 委員】

反対に「きらきら輝く…」と後に何か繋がる方が良いのでは。

【C 委員】

「きらきら」の後に続く言葉はとて多く、「かがやき」だけではないと思ったため、「かがやき」をさげた。

【A 委員】

2、3歳の子どもがどのように感じてくれるか。

【委員長】

響きでは「きらきら」も園名として考えられるが、社会的な存在として考えると、先ほどの意見のように、きらきらネームといった視点からみられることもある。また、保育士養成校で働いていると多くの園と関わりがあり、学生を実習へ送り出しているが、そういった点では、覚えやすいが、印象はどうかと感じる。

【C 委員】

言葉のもつ意味はとても深い。

【F 委員】

第五保育所を見学したときに、木のぬくもりを感じたため、「ふたば」や「わかば」など自然に関する

名前も良いと思う。

【委員長】

ふたつの機能がひとつになるという意味で「ふたば」と応募いただいたものがあつたが、よく考えられていると感じた。

【F 委員】

周辺の施設では、自然を盛り込んだ名称はあるか。

【事務局】

近くに「きはん」という施設はある。

【F 委員】

重複する名前や、似た名前はないか。

【B 委員】

重複するものはない。

【F 委員】

渋川の学童の近くにある施設など。

【事務局】

以前は、「ひかりの子」という学童があつた。

【F 委員】

湖の子園とも重複してはいけないとも思うが。その他の養護学校などで使われている名前はないか。米原のこども園でも「おうみ」という名称が使われており、そういった名前は選ばれる。

【委員長】

難しいが、「きらきら」、「にじ」、「ふたば」、「ひかり」の中から決定したいと思う。

【A 委員】

2回挙手できるか。

【委員長】

それは、ご遠慮いただきたい。

【C 委員】

挙手しないことはできるか。

【F 委員】

こういった意見を受けて、「願い」を入れるべきか、入れないか再度検討するというものもある。

【C 委員】

「子どもの育ちへの願い」は、入れることが事実上難しいのではないかと考えている。「地域からの親しみやすさ」のみにし、「願い」は文章にすべきである。

【事務局】

一度、「子どもの育ちへの願い」を入れると多数決を行っているため、皆さんが再度候補としても良いということであれば、「願い」を入れないという選択肢も入れてはどうか。

【F 委員】

一言を決めるのは難しい。

【委員長】

どの園名にするかということか。

【F 委員】

今日決めなければならないのか。

【A 委員】

今日決定しなければならない。

【C 委員】

先ほど、次のこともあると意見があったが、次に選定する方々も同じように悩むため、パターン化は大事である。

【F 委員】

前は、数多くある中からいくつかの候補を選んだが、今回は、4つの候補から選ばなければならない。一度持ち帰り、PTAで聞いてから考えることはできないのか。

【委員長】

もう一度、委員会を開催するということか。

【B 委員】

そこまでは必要ない。

【A 委員】

全員の賛成を得る名前を選定することは、難しい。

【委員長】

委員会の回数は決まっており、最終的には委員で決定するという場であるため、今日この場でお願いしたい。

●多数決（挙手）〔委員長除く〕

・きらきら・・・2票

・にじ・・・2票

・ひかり・・・0票

・ふたば・・・3票

・地名のみ・・・1票

多数決により「ふたば」に決定

(2) 園歌（歌詞）の募集について

【事務局】

<資料3について説明>

【委員長】

笠縫東幼稚園の園歌について、現在のものを利用するか、新たに作成するか意見をいただきたい。

【D 委員】

先ほどの議論でもあったように、笠縫東幼稚園は、園名と園歌の両方を考えて園名が決定された。園歌は、歌詞の一部を変更するだけで利用できると思われる。親しんでいる園歌なので、できればそのまま残したい。

【C 委員】

現在の園歌の利用で問題ない。変更すれば、委員会の議論が無意味になる。

【A 委員】

歌詞の「幼稚園」の部分を「こども園」と変更すれば良い。

【F 委員】

幼稚園の要望としては、現行の利用である。

【委員長】

それでは、笠縫東幼稚園は現行の利用でよろしいか。

～一同賛成～

【委員長】

笠縫東幼稚園については、現在の歌詞の一部変更で決定とする。

【E 委員】

「幼稚園」と「こども園」では、曲も変わると思うが、一部変更する際には、作曲家へ意見を聞くのか。

【事務局】

作詞・作曲の先生は、市内小学校に在籍されているので、事務局が直接確認をとったところ、「笠縫東こども園と変更しても構わない」と回答をいただいた。

【C 委員】

そもそも、幼稚園の園歌を引き続き使うことは、幼稚園の保護者の総意だと捉えていいのか。

【F 委員】

園名をあまり大幅に変えてほしくない。園歌も引き継いでほしいという希望である。園歌については、卒園した子どもたちの声も多かった。

【C 委員】

園に携わる方の総意だと捉えて構わないか。

【F 委員】

はい。

【委員長】

次に第五保育所の園歌の募集要項について、意見をいただきたい。

【笠縫東幼稚園 園長】

何行以内や、何小節以内などはあらかじめ決めておく必要があるのではないかと。

【事務局】

最初から条件を絞るよりも、応募いただいた中で、そのあたりも検討していただければと考えている。園章も含め、今回も子どもからの応募も可能となるように考えているため、条件は細かく定めていない。

【C 委員】

これは応募用紙になるのか。

【事務局】

応募用紙に作品を付けて提出いただく。

【C 委員】

資料3が説明資料となるのか。

【事務局】

資料3は会議の資料として作成している。募集の説明資料は、資料3をもとに別途作成する予定。

【F 委員】

子どもでは、1 番から 3 番までの完璧な歌詞を作成するのは難しいと思われるが、フレーズだけを選び、良い言葉を後から足すということか。

【事務局】

どのような形で応募されるかにもより、今後の工夫点だと考えている。

【C 委員】

どのようなものが優秀なのかなど、先に選考方法を検討すべきではないか。

【F 委員】

2 番までの園歌もあるが、3 番までか。

【A 委員】

3 番までと説明があった。

【F 委員】

今回の選考時には、曲は完成しているのか。

【事務局】

歌詞が決定してから作曲となる。

【B 委員】

園歌の歌詞は、応募いただいた中から選び、作曲に不具合がある場合に変更する程度であり、委員会で編集することはないと考えてよいか。

【事務局】

その通りである。園名については、応募の中からそのまま選んでいただいても、新たに組み合わせていただいても構わないとしていたが、園歌、園章については、応募のあった中から選んでいただくように考えている。

【A 委員】

資料には、「修正する」とあったが。

【B 委員】

「作曲の都合により」となっている。

【E 委員】

音楽には作詞者、作曲者と名前が出ることが多い。もし、変更が必要であれば、その方に了解を得て一部変更する可能性があるが、委員会で協議し編集することはできない。

【C 委員】

選考により、最優秀賞等を決定することになるため、フレーズのみを応募いただいても難しいと思われる。

【委員長】

子どもによる応募でも、3 番まで必要になる。

【F 委員】

子どもでは、1 番が長く、2 番が短いなどといった歌詞になる可能性もあり、文字数は大事ではないか。子どもに意見を募るのであれば、目安を示す方が小学生にもわかりやすい。せっかく考えたフレーズが使われないのは、もったいない。

【E 委員】

音節や作曲を考えると、最初から子どもに 1 番から 3 番までのつながるようなものを作るのは、難し

いと思われる。ただし、とても素敵なフレーズがあり、どうしても子どもの作品を使いたいとなった場合には、保護者一同や教職員一同による歌詞もあるので、それから2番、3番を考えるしかないのでは。

【C 委員】

子どもは、応募資格から外してはどうか。

【A 委員】

私もそのように思う。

【F 委員】

米原市の結果をみると、すべて大人の作品となっている。やはり子どもの意見を募り一部分ずつを組み合わせるの難しいのではないかと。

【A 委員】

園名には子どもの意見を取り入れても良いが、作詞は大人の方が良い。

【C 委員】

専門性を要するものとみると、年齢制限を設けるのも致し方ない。

【委員長】

事務局としてはいかがか。

【事務局】

年齢制限は、できれば設けたくない。園名の募集時には、小学校にも積極的に声をかけ、依頼したが、今回は控え、他の方法により広く周知をするよう努めたい。

【委員長】

では、そのようにお願いしたい。

【A 委員】

中学生くらいなら作詞できるか。

【F 委員】

興味があれば。

【G 委員】

エレクトーンを習っている子なら作曲ができる。

【F 委員】

そうなると、文字数が大事になる。

【B 委員】

それは委員会で決めれば良い。

【委員長】

皆さんの意見を踏まえての募集をお願いします。

(3) 園章の募集について

【事務局】

<資料4について説明>

【B 委員】

今日決定した園名が周知されないと園歌、園章は作成されないと思うが、どのように市民に周知するのか。

【事務局】

園歌、園章の募集は9月15日からとなっているが、9月4日に委員長から市長へ園名の答申をいただく予定であり、その後、各新聞社へ決定したことを資料提供し広報する。今回の議事録をまとめて選定理由を作成し、園歌、園章の募集の際に資料として付ける予定をしている。

【B 委員】

資料がないとわからないので、そのようにしていただきたい。

【委員長】

笠縫東幼稚園には、既に園章があるため一部変更する方法と、新たに募集する方法の2種類があるが、いかがか。

【A 委員】

園章の「幼」部分のみを変更するのか。

【委員長】

一部のみの変更となる。

【D 委員】

一度募集し、その結果、相応しいものがなければ、現在の園章を活用する方法もあるのでは。新しいものができれば良い。いずれにしても、旗などは新しく作らなければならないので、新たに募集していただきたい。

【委員長】

そういった方法は可能か。

【A 委員】

それでは、新たに作成しても、現在の園章を一部変更しても良いと募集要項を変更するのか。

【事務局】

新たな園章と一部変更を同時に募集することもできる。ただし、一部変更の図案の応募がない可能性もあり、応募状況を見て方式を選択するのではなく、新たな図案から相応しいものを必ず選んでいただくことになる。

【D 委員】

現在の園章の中にも、平仮名の「こ」、漢字の「子」など入れるものは数多くあるため募集はしなければならない。

【A 委員】

幼稚園の保護者は「中の文字は変更して構わないが、外の枠は残してほしい」という意見が多数だと仰ったが、すべてを変更して構わないのか。

【C 委員】

園名の時には、先に保護者で聞き取りをし、保護者会の総意を諮っていたので、その意見を尊重した。園章に関しても、総意はあると思われるが、委員会でそこまでの多様性をもって判断する必要はなく、それは通常の募集方法に則って保護者会で案を作成し、応募いただいたものを判断すれば良い。その方が市民にとって公平公正が図れる。

【F 委員】

現在、幼稚園の体操服は小学校でも使えるのか。

【笠縫東幼稚園 園長】

渋川小学校に進学する子も居るため、全員ではない。

【F 委員】

渋川小学校に進学する子は、幼稚園だけのものとして捉えている。体操服には校章が入っていなかったか。もし、体操服に校章が入っているのであれば、変更するのはあまり良くないと感じた。

【笠縫東幼稚園 園長】

確認しなければわからないが、そこは担当課との相談になる。

【F 委員】

園名と園歌は子どもや親にも浸透しているが、園章の意識はそれほど強くない。また、外枠の硬いイメージとのバランスを考えると、新たに募集する方が、選択肢は広がる。

【委員長】

笠縫東幼稚園には現在の園章があるが、新たに作成する場合だけでなく、一部変更の場合にも、募集を行うということによろしいか。

【C 委員】

その方法でないと決定できない。直接、保護者会との繋がりががあるので、市民からの意見とのバランスが取れなくなる。

【A 委員】

応募されてから検討すれば良い。

【F 委員】

現在の枠にうまくはまれば良いが。

【委員長】

現在の園章については記載せず、募集するということによいか。

【事務局】

新たな園章と、現在の園章の中央部分のみ（「幼」の部分）を変更するものの両方を募集する方法もあるが。

【委員長】

現在の園章も併せて公表するということか。

【事務局】

そうさせていただく。公平性について、園章は広く募集し、応募のあった中から委員会で選定すると意見があったが、園歌についても同様の方法をとらなくてもよいか。

【E 委員】

同じ募集期間に実施するのであれば、一方は園歌・園章があるのに、もう一方は園章のみだと感じるかもしれない。

【事務局】

ある程度察していただけるとは思うが、考えたうえで最終的に決定いただきたい。

【C 委員】

公平公正という視点では、どのプロセスの意見を採用したのかが問われる。

【事務局】

その部分も含めて委員会で決定いただきたい。

【C 委員】

これだけ多様な意見が出ているので、決めておく方が良い。

【D 委員】

応募のあった中から必ず選ぶ必要はないのか。そぐわない場合にはすべて採用しない場合もあるのである。

【事務局】

最優秀賞1点、優秀賞2点を選定いただく。

【A 委員】

しかし、優秀でなければ選べない。

【事務局】

優秀でなければ再募集も考えられるが、いずれかを選定いただく。

【委員長】

園歌と園章の募集方法が異なるのは、おかしなことではない。園名の場合、新しい組織になるということで、たまたま笠縫東幼稚園が笠縫東こども園と決定し、第五保育所は、全く異なる名前となったが、それぞれ事情があり、きちんと市民に説明できるので構わない。歌詞は、園名を存続させたように現在のものを一部に変更してはどうかという意見が委員会でもあり、説明ができるので、おかしくはない。ただし、園章については、新たな施設となるため、新しいものを作成しても構わない。それぞれの性質があるため、問題はない。

【B 委員】

園章は「幼」とあり、変更しなければならぬため募集を行う。園歌は委員会で議論し、決定した。

【事務局】

あくまでも、施設の名前が変わったから、施設の名前を変えるということによろしいか。

【B 委員】

その通りである。

【A 委員】

では、一部を変えるという方法はなくすのか。

【事務局】

それも含め、両方含める方法もある。

【A 委員】

そのパターンも入れて、新しいものも作ってくださいとも言うということか。

【事務局】

両方を行うこともできる。冒頭に説明させていただいたが、現在の園章の作者は、笠縫東幼稚園の園長も務められていた方である。市内10カ所の幼稚園の園章のうち、7カ所は小学校の校章が基となっており、外枠は同じパターンが多い。当時も、小学校の隣に幼稚園があり、作者の園章を大切にしたいという思いから、小学校の校章を基に、内側の文字を変更し作成いただいた。保護者の思い入れは園歌より少ないかもしれないが、外枠を残し、内側のみを募集するのも良い。

【D 委員】

選ぶのも大変難しい。例えば、平仮名の「こ」が選ばれた場合でも、外枠とのバランスがあり、デザインが関わるので難しい。

【A 委員】

内側だけを選ぶのではない。外枠も付けて選ぶことになる。

【E 委員】

全体のデザインとしての募集である。

【A 委員】

外枠を使っただけの募集となると、デザインもマッチしたものが応募されるだろう。

【D 委員】

合うものがあれば良いが。

【C 委員】

広報紙には掲載するのか。

【事務局】

広報紙では、概要のみを掲載する。

【A 委員】

現在の園章の一部を募集するときには、外枠を無視するわけではない。

【D 委員】

同じ平仮名の「こ」をベースにしたデザインで、どれが良いか迷うことになる。

【A 委員】

最後は委員で多数決になる。

【事務局】

園章では、作品の組み合わせは行わない。最終的には、どれかを選んでいただくことになる。

【C 委員】

現在の園章を提示せず、全員が平等な立場で最初から考えられるようにすべき。広報紙で市民全員に告知するので、現在の園章が良いのであれば募集があるはず。

【A 委員】

おそらく新たに応募する人は、「以前に使用されていたものは出してはいけない」と考える。現在の園章をベースに作成すれば、「前のものに似ている」と問題にもなる。そのため、現在の園章ベースと新たな案の両方を提示し、募集すべきである。

【C 委員】

それは、明記するのか。やはり全員にルールを設けることなく募集した方が良いと思うが。

【委員長】

一部変更、自由で、応募してもらおうということか。

【C 委員】

一部変更のみを提示する。両方の案を募集した時に、デザイナーの考える時間も、思いを書くのも違ってくる。

【事務局】

考える時間は全然違うだろう。

【C 委員】

思いもおそらく異なってくる。園章の一部なら、外枠にどのようにはめるのかを考えるが、ゼロからの人は、白紙の状態からどのように意図をくみ上げるのか考えるため、方法も異なる。先にこちらで絞る方が、思いに流されず、委員も選びやすい。

【A 委員】

選びやすさでは、外枠はそのままで内側のみとする方が選びやすい。

【C 委員】

両方の案を募集した際に、我々が選びきれぬのか。どちらも良いと困ることになる。

【A 委員】

しかし、最終的には選ばなければならない。

【事務局】

応募者も、どちらで作成すればよいのか迷うことになる。

【A 委員】

それならば、先ほどの意見のように、一部のみの募集としてはどうか。

【C 委員】

ホームページで公開される議事録を見ればどちらの方が、選ばれる確率が高いのかわかる。

【F 委員】

どこの小学校と幼稚園も繋がっているということか。

【事務局】

幼稚園 10カ所のうち7カ所が同じ。中央幼稚園、大路幼稚園、玉川幼稚園は小学校とは異なる園章である。

【D 委員】

笠縫東幼稚園の園章の外枠について、「これでは嫌だ」というような意見を聞いたことはない。PTAの方ではどうか。

【F 委員】

小学校が真横にあり、兄弟で通う人が多いので、大幅な変更は望まれていない。もし、応募していただくのであれば、学校との関連から、外枠はそのまま中のみを募集する方が良いかもしれない。

【D 委員】

限定して募集すればまとまったものが出てくる。その方が良いのではないか。

【B 委員】

その方が混乱しない。

【F 委員】

その方が、子どもたちも描きやすいかもしれない。

【委員長】

では、今の意見で事務局の方でお願いしたい。

【G 委員】

色はカラーで募集するのか。

【B 委員】

白黒となる。

【C 委員】

応募は PDF と JPEG のみか。白黒でかつイメージを募集するのであれば、GIF が一般的である。

【事務局】

数年前に別のものを募集した際にこの形式で行ったため、PDF と JPEG としている。幅広く応募いただきたいので、GIF 形式が一般的なのであれば、変更する。

【G 委員】

GIF 形式とは何か。

【B 委員】

パソコンのファイル形式である。

【C 委員】

JPEG は写真形式であり、輪郭がぼやけるため、イメージであれば GIF の方が良い。

【委員長】

先ほどの議論のとおり、笠縫東こども園の園章については、「既存の園章の一部を募集」とする。委員会の意見については、募集要項の作成にあたり、事務局で検討いただきたい。

3. 閉会

【高岡室長】

園名案については、先ほどの議論で決定いただいた内容を9月4日（金）に委員長から市長へ答申いただく予定であり、広報周知に努めたい。また、園章・園歌の募集は9月15日～10月26日の期間で実施し、広報およびホームページ等で周知を図っていくが、委員の方々にもご協力をお願いしたい。次回は11月13日（金）午前10時から8階の大会議室での開催を予定している。改めて通知をさせていただくが、ご予定をお願いしたい。